

平29福個答申第5号

平成30年1月4日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(早良区保健福祉センター保護課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分に対する
異議申立てについて (答申)

平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成27年9月14日付け早保護第189号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第103号

「生活保護に関する一切の文書に記載された個人情報」の一部開示決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審議会の結論

「生活保護に関する一切の文書に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）に関し、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）について、実施機関がなお非開示とすべきとしている部分は、非開示が妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件個人情報に係る平成27年3月31日付けの本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

- ① 平成27年3月11日、異議申立人は、実施機関に対し、平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。なお、異議申立人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。「生活保護に関する一切の文書（ケース記録、申請書、病院の記録）」
- ② 平成27年3月16日、実施機関は、対象公文書の量が多く、内容が複雑であるため、条例第25条第1項に規定する開示決定等の期間内に開示、非開示の判断を行うことが困難であることを理由に、条例第25条第2項の規定に基づき、開示決定等の期間を延長し、その旨を異議申立人に通知した。
- ③ 平成27年3月31日、実施機関は、本件個人情報について、その一部が条例第20条第2号及び第6号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する本件処分を行った。また、実施機関（情報公開室）より同日付けで処分が決定した旨を異議申立人に伝達した。
- ④ 平成27年8月14日、異議申立人は保有個人情報一部開示決定通知書及び本件個人情報を受領した。
- ⑤ 平成27年8月18日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書において、おおむね次のように主張している。

- ① 条例第22条に「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」という、裁量的開示についての規定がある。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成29年11月29日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

- ① 本件異議申立てを踏まえ再検討した結果、異議申立人が生活保護を受ける中で、これまでケースワーカーから指導や説明がなされたことで、既に知っている、又はケースワーカーの言動等から容易に推測することができると思われる部分については、条例第20条各号に規定する非開示情報に該当しないことから開示することとした。

また、条例第20条第2号に該当するとしていた部分の一部について、別紙のとおり、同条第6号に該当するものとして訂正を行った。

- ② 条例第20条第2号該当性について

本件個人情報の中には、不動産業者の担当者名等、異議申立人以外の個人の情報が含まれており、保護すべき情報であると考える。

- ③ 条例第20条第6号該当性について

本件個人情報の中には、関係機関からの任意の協力により提供された要保護者の情報、当該情報等を踏まえ実施機関の職員が行った評価及び援助方針等の実施機関の方針に関係するもの等、異議申立人に対する生活保護を継続する上で必要な情報が含まれている。

これらの情報を開示した場合、継続的かつ適正な生活保護の決定、実施を困難にするおそれがある。

さらに、関係機関からの実施機関に対する信頼を失うことにもなり、今後の協力を得られず、生活保護業務の遂行を困難にすると考える。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

- (1) 本件個人情報について

- ① 生活保護は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第1条に規定されているように、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする社会保障制度で

ある。

- ② 本件において、異議申立人が開示請求をしているのは、実施機関が異議申立人に関して作成し保有しているケース記録、援助方針策定状況票、ケース診断会議記録票等、及び、生活保護を実施する上で受領及び取得した申請書、検診書、外来患者調査票等の異議申立人に関する書類に記録された個人情報である。
 - ③ ケース記録は、生活保護法に基づく事務の公正かつ適正な遂行を図るために、その基礎資料として被保護世帯毎に作成されるもので、被保護世帯の生活実態に関する情報、サービス内容等、生活保護の実施経過を具体的に記録したものである。
 - ④ 援助方針策定状況票は、訪問調査や関係機関調査によって把握した要保護者の生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な方針として作成されるものであり、緊急連絡先、自立のための将来展望、自立阻害要因・問題点等、援助方針等が記載されたものである。
 - ⑤ ケース診断会議記録票は、ケース診断会議に際して作成される資料である。なお、ケース診断会議とは、要保護者に対する生活保護の方針等の決定にあたり判断が困難な場合に福祉事務所で開催される会議のことである。
 - ⑥ 申請書とは、要保護者が住宅扶助等を必要とする際に記載し、福祉事務所に提出するものである。福祉事務所は、申請に基づき不動産管理会社等に調査を行い、住宅扶助等の支給可否についての審査を行う。
 - ⑦ 検診書は、生活保護の決定実施上必要があると認められるときに、要保護者の健康状態等を確認するため、福祉事務所が検診を受けるべき旨を要保護者に命じた場合に、検診を行った指定医療機関が記載するものである。また、外来患者調査票は、要保護者の受診している医療機関に対し記載を依頼するものであり、健康状態等が記載されたものである。
 - ⑧ 実施機関は、再検討した結果、本件個人情報の一部がなお条例第20条第2号及び第6号に該当し、非開示とすべきとしている。
そこで、当審議会では、実施機関がなお非開示とすべきとしている部分について、条例第20条第2号及び第6号の該当性を検討する。
- (2) 条例第20条第2号該当性について
- ① 条例第20条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を

識別することができるものについては、開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報等、同号ただし書アからエに規定する一定の場合を除いて、非開示とする旨定めている。

- ② 実施機関は、本件個人情報のうち、申請書に記載された不動産業者の担当者名、援助方針策定状況票に記載された緊急連絡先・電話番号について、異議申立人以外の個人に関する情報であるとして、非開示としている。
 - ③ 当審議会が確認したところ、当該部分には異議申立人以外の個人に関する情報が記載され、条例第20条第2号ただし書アからエには該当しないと認められることから、同号に該当し、非開示とすることが妥当である。
- (3) 条例第20条第6号該当性について
- ① 条例第20条第6号柱書は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができると規定している。
 - ② 実施機関は、本件個人情報のうち、関係機関からの任意の協力により提供された要保護者の情報、当該情報等を踏まえ実施機関の職員が行った評価及び援助方針等の実施機関の方針に関するもの等、異議申立人に対する生活保護を継続する上で必要な情報について、開示することにより継続的かつ適正な生活保護の決定、実施を困難にするおそれがあり、生活保護業務の遂行を困難にすると考えられるとして、非開示としている。
 - ③ 実施機関が条例第20条第6号に該当するとして、非開示とした情報のうち、官公署等関係機関、医療機関及び医師その他の情報提供者から任意に提供され、ケース記録や援助方針策定状況票、ケース診断会議記録票、検診書、外来患者調査票に記載された情報については、一般的に異議申立人には知らせないことを前提とするものも含まれており、異議申立人に開示することにより、実施機関とそれらの情報提供者との信頼関係を損なうことで、今後の情報収集が困難となり、生活保護事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、非開示が妥当である。
 - ④ また、非開示とした情報のうち、異議申立人に対する援助方針その他異議申立人の状況に対するケースワーカーの所見、評価、指導内容、指導方針等に関する情報は、実施機関が生活保護を継続する上での方針やケースワーカーの異議申立人に関する率直な評価、判定、所見等をありのままにケース記録に記載しているものであり、このような情報を開示した場合、継続的かつ適正な生活保護の決定、実施を困難にするおそれが否定できないことから、非開示とすることが妥当である。

(4) 条例第22条該当性について

条例第22条は、条例第20条各号の非開示情報に該当すると判断する場合であっても、例外的に、開示請求者と当該個人情報との関係における特段の事情から、なお開示する必要があると認められる場合に限って、これを開示できることとするものである。

本件については、異議申立人と本件個人情報にかかる個別具体的な特段の事情が認められないため、同条に該当するとは判断できない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成27年 9 月14日	実施機関から諮問
平成28年 1 月14日	実施機関から弁明意見書を受理
平成29年11月 8 日（第185回審査請求部会）	審議
平成29年11月29日（第186回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成29年12月27日（第187回審査請求部会）	審議

別紙 実施機関が再検討した結果、条例第20条第2号ではなく、条例第20条第6号に該当するものとして非開示理由の訂正を行った部分

諮問第103号

実施機関が条例第20条第6号に該当するものとして非開示理由を訂正した部分	
ケース記録	
	○.○.○付記録の非開示部分
	○.○.○付記録の非開示部分のうち、1行目1文字目から3行目10文字目まで
	○.○.○付記録の非開示部分
	○.○.○同日付記録の非開示部分
	○.○.○同日付記録下の同日付記録の非開示部分のうち、1行目1文字目から3行目5文字目および、3行目21文字目から4行目1文字目まで
	○.○.○付記録の非開示部分
	○.○.○同日付記録の非開示部分
	○.○.○付記録の非開示部分

※1 数字は桁数にかかわらず1文字と数える。

※2 句読点、括弧等の記号は、文字数に含めない。